

高速道路交通警察隊の運用について（例規）

最終改正 令和5.6.30 例規交企第19号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

高速自動車国道及び自動車専用道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定するものに限る。）における交通の指導取締り及び交通事故事件の捜査等に当たる高速道路交通警察隊の運用について、必要な事項を定めたものです。

その内容は、

- 高速道路交通警察隊の任務
- 活動拠点
- 勤務時間
- 勤務種別及び勤務内容
- 協定区域における交通事故事件の処理

等です。